

○角田市民間建築物吹付けアスベスト等分析調査事業補助金交付要綱

平成31年3月29日角田市告示第67号

改正

令和3年7月8日告示第95号

角田市民間建築物吹付けアスベスト等分析調査事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 市は、建築物に吹き付けられたアスベストの飛散による市民の健康障害を予防し、生活環境の保全を図るため、建築物の所有者等が行うアスベストの分析調査事業に要する経費に対し、予算の範囲内で角田市民間建築物吹付けアスベスト等分析調査事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、角田市補助金等交付規則（平成12年角田市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- （1）吹付けアスベスト等 吹付けアスベスト、吹付けロックウール、吹付けパーミキュライト、吹付けパーライト等でその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1パーセントを超えるものをいう。
- （2）補助対象建築物 本市の区域内に存する吹付けアスベスト等が施工されているおそれがある建築物であって、この要綱による補助金又は国、県及び公共団体からこの要綱による補助金と同様の補助金の交付を受けていない建築物をいう。
- （3）分析調査事業 吹き付けられた建材のうち、アスベストが含有している可能性があるものに係るアスベストの含有の有無について行う定性分析及び含有量について行う定量分析の調査をいう。
- （4）敷地 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に規定する敷地をいう。
- （5）建築物石綿含有建材調査者 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省、国土交通省、環境省告示第1号）第2条第2項に規定する建築物石綿含有建材調査者又は同条第3項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者をいう。

（補助金の交付対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たすものとする。

- （1）補助対象建築物の所有者等であること。
- （2）国、地方公共団体その他公共団体又はこれらの者に準ずるものとして別に定める者以外のものであること。
- （3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と関係を有していない者であること。
- （4）過去に、同一敷地内に存する他の補助対象建築物について、この要綱による補助金又は国、県及び公共団体からこの要綱による補助金と同様の補助金の交付を受けていないこと。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象建築物の分析調査事業で、当該事業の内容が次に掲げる基準に適合するものとする。

- （1）建材中の石綿含有率の分析方法について（平成18年8月21日付け基発第0821002号厚生労働省労働基準局長通知）により示された分析方法及び建材中の石綿含有率の分析方法等に係る留意事項について（平成26年3月31日付け基安化発0331第3号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知）により示された分析方法により行うものであること。
- （2）建築物石綿含有建材調査者による調査に基づき実施すること。
- （3）実施期間は、やむを得ない事情がある場合を除き、補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の2月末日までに完了するものであること。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費とする。ただし、補助対象経費には、消費税及び地方消費税に相当する額は含まないものとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額とする。ただし、1棟あたり250,000円を上限とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付の申請）

第7条 規則第3条第1項の規定による補助金の交付の申請は、角田市民間建築物吹付けアスベスト等分析調査事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、次に掲げる書類を添付して、補助対象事業の着手前に市長に提出しなければならない。

- （1）補助対象建築物の所在地、呼称、用途及び分析調査箇所を示す書類
- （2）2者以上から徴収した分析調査事業に係る調査仕様書及び見積書の写し
- （3）補助対象建築物の所有者等であることを証する書類の写し
- （4）建築物石綿含有建材調査者であることを証する書類の写し
- （5）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請は、敷地単位に行うものとする。

（補助金の交付の決定等）

- 第8条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、角田市民間建築物吹付けアスベスト等分析調査事業補助金交付決定指令書(様式第2号)により当該申請をした者に通知するものとする。
- 2 市長は、審査等により補助金を交付しないと決定したものについては、角田市民間建築物吹付けアスベスト等分析調査事業補助金不交付指令書(様式第3号)により当該申請をした者に通知するものとする。
- 3 第1項の規定により通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、同項の通知後に速やかに事業に着手しなければならない。
(申請の取下げ)
- 第9条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、角田市民間建築物吹付けアスベスト等分析調査事業補助金交付申請取下届出書(様式第4号)により行うものとする。
(変更の申請)
- 第10条 補助事業者は、補助対象事業を変更(軽微な変更を除く。)、中止又は廃止をするときは、あらかじめ角田市民間建築物吹付けアスベスト等分析調査事業(変更・中止・廃止)承認申請書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出し承認を受けなければならない。
- (1) 変更の場合は第7条第1項に掲げる書類等のうち、変更に関わる書類等
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項に規定する軽微な変更は、事業内容の変更(当初事業目的を変更しない範囲のものに限る。)で、補助金の額に変更を生じないものとする。
- 3 市長は、第1項に規定する申請書を受理したときは、角田市民間建築物吹付けアスベスト等分析調査事業(変更・中止・廃止)承認通知書(様式第6号)により補助事業者に通知する。
(事故報告)
- 第11条 補助事業者は、補助対象事業を実施中に当該事業に係る事故が発生したときは、速やかに角田市民間建築物吹付けアスベスト等分析調査事業事故報告書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。
(実績報告)
- 第12条 規則第12条に規定する実績報告書は、角田市民間建築物吹付けアスベスト等分析調査事業完了報告書(様式第8号)によるものとし、次に掲げる書類を添付して、補助対象事業の完了後30日以内に市長に提出しなければならない。
- (1) 分析調査結果報告書(建築物の住所・呼称、採取日、及び調査方法が記載されたもの)の写し
- (2) 補助対象事業の実施に関する契約書の写し
- (3) 補助対象事業に要した経費に係る契約相手方からの請求書その他の書類の写し
- (4) 調査箇所の採取中写真及び採取後の現場写真
(補助金の額の確定)
- 第13条 規則第13条の規定による補助金の額の確定は、角田市民間建築物吹付けアスベスト等分析調査事業補助金の額の確定通知書(様式第9号)によるものとする。
(補助金の請求及び交付)
- 第14条 補助事業者は、前条に規定する補助金の額の確定の通知を受けた場合、角田市民間建築物吹付けアスベスト等分析調査事業補助金交付請求書(様式第10号)に補助対象事業の実施に関する契約相手方からの領収書の写しを添付し、補助対象事業が完了した日の属する年度の3月31日までに提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による補助金の交付の請求に基づき、補助金を交付する。
(調査に対する協力)
- 第15条 補助事業者は、この要綱による補助金の執行等に関し、市長が必要な調査をしようとするときは、これに協力しなければならない。
(書類の整備)
- 第16条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び書類を備え付け、補助対象事業が完了する日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。
(委任)
- 第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年7月8日角田市告示第95号)

この告示は、令和3年10月1日から施行する。